

第 167 回 総会

南部町農業委員会会議録

令和元年6月11日開催

南部町農業委員会

第167回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和元年6月11日(火) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和元年6月11日(火) 午後2時00分

3. 開催場所 南部町立南部公民館

4. 出席委員(15人)

会長 9番 中村文男

会長職務代理 2番 川守田雄一

委員 1番 工藤信仁 3番 赤石敏文

4番 佐々木一雄 5番 梅内勝治

6番 坂本重悦 7番 山田憲幸

8番 三浦恵美子 11番 滝田信彦

13番 河守田雄一 14番 石橋薫

15番 松村民夫 16番 堀内重男

5. 欠席委員(2人)

欠席者 10番 坂本誠治 12番 蹴揚福男

6. 会議書記

事務局長 夏堀勝徳

主幹 小田原孝治

総括主査 佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第12号 南部町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

日程第6 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第7 議案第14号 農用地利用配分計画案に関する意見について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員憲章の唱和を行います。</p> <p>3番 赤石 敏文 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただいまから第167回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は16名中<u>14</u>名で、委員定数に達しておりますので、第167回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時5分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>8番 三浦 恵美子 委員</p> <p>11番 滝田 信彦 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p>

議 長	<p>次に、日程第4 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>ここでは、私くしが、譲渡人となっている事案が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をし、議事の進行は会長職務代理者が務めることといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 時 分退席)</p> <p style="text-align: center;">— 中村会長が退席 —</p>
会長職務代理者	<p>それでは、議案第11号の審議を進めてまいります。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第11号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、いずれも所有権の移転に関するものです。調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>梅内勝治 調査員</p>
梅内調査員	<p>5番 梅内から説明いたします。</p> <p>去る6月3日、坂本重悦委員と南部分庁舎において、議案第11号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第11号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が借りていた農地を取得し、引き続き営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため取得するものです。</p>

梅内調査員	調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
会長職務代理者	<p>議案第11号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、中村文男 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 時 分着席)</p>
<p>— 中村会長が入室 —</p>	
議長	<p>議案第11号の審議が終了しましたので、議事の進行を会長職務代理者から交代します。</p> <p>次に、日程第5 議案第12号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第12号について、説明いたします。</p> <p>南部農業振興地域整備計画の変更については1件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、お諮りするものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>梅内 調査員</p>

梅内調査員	<p>議案第12号について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる農業振興地域整備計画の変更基準により</p> <p>①農用地区域外の土地を代用することが困難である</p> <p>②農用地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>④農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>⑤土地改良法による事業の工事完了後8年を経過している各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の変更理由は、事業計画者である事業主が、申請地について農家住宅を建築するため、農用地区域から除外するものです。</p> <p>調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第12号について、補足いたします。</p> <p>番号1番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で南部町役場南部分庁舎から西約570メートルに位置し、町道に接しています。</p> <p>事業内容は、事業計画者である事業主が申請地に農家住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することができないのですが「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と認められることから、除外については問題ないと考えます。</p>

小田原主幹	<p>以上、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第12号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第12号については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p>
	<p>議案の朗読と説明を求めます。</p>
	<p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第13号について、説明いたします。</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、3件です。</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p>
	<p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p>
	<p>番号1番の利用目的は田、期間は10年2ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p>
	<p>番号2番の利用目的は田、期間は10年2ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p>
	<p>番号3番の利用目的は田、期間は10年2ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,523円です。</p>
	<p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第13号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>次に、日程第7 議案第14号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p>
	<p>議案の説明を求めます。</p>
	<p>小田原主幹</p>

<p>小田原主 幹</p>	<p>議案第14号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による案件は3件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、存続期間は令和1年7月1日から令和11年8月31日までの10年2ヶ月。使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、存続期間は令和1年7月1日から令和11年8月31日までの10年2ヶ月。使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号3番の利用目的は田、存続期間は令和1年7月1日から令和11年8月31日までの10年2ヶ月。10a当たりの賃借料は、年額4,523円です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第14号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第14号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は、承認することに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第167回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時24分)</p> <p>終礼を行います。</p>

議 長	・起立 ・礼 ・直れ ご着席ください。
-----	------------------------

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 6 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員